

# 国土ニュース

第 262 号 令和 6 年 8 月 1 日

発行：株式会社国土工営（認定経営革新等支援機関）

〒162-0824 東京都新宿区揚場町2-26 SKビル4階

TEL：03-5227-3601 FAX：03-5227-3604

<https://www.kokudokoue1.co.jp>

編集責任者：上甲 覚

## 路線価公表

国税庁は7月1日（月）、相続税や贈与税の算定基準となる令和6年分路線価（1月1日時点）を発表しました。

調査対象となった、全国約31万5千地点の平均は、前年比で2.3%の増加で、これは3年連続の上昇となります。この上昇率は前年の1.5%から大幅に拡大し、2010年以降で最大となりました。

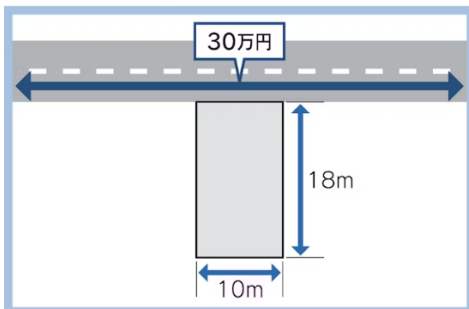
要因としては、昨年新型コロナウイルス感染症の分類が「2類」から「5類」に移行し、訪日外国人客（いわゆるインバウンド）がコロナ前の状況に戻ったこと、また、経済活動についても制約がなくなり、V字回復していること等が挙げられます。

全国47都道府県のうち価格が上昇したのは29都道府県で、昨年の25都道府県から4県増加しました。一方で下落は16県に留まり、昨年の20県から減少しました（下落した栃木、群馬、新潟、山梨、富山、福井、岐阜、奈良、和歌山、鳥取、島根、徳島、香川、愛媛、高知、鹿児島は、2023年、24年と連続で下落している）。

都道府県庁所在地の最高路線価でみると、上昇したのは37都市で、昨年の29都市から増加しました。下落したのは鳥取市のみで、昨年の4都市から減少しました。横ばいだったのは9都市（甲府、宮崎、水戸、高知、福島、山形、青森、山口、松江）でした。

路線価が全国で一番高かったのは、39年連続で全国トップとなった東京都中央区銀座5丁目の銀座中央通り、いわゆる「鳩居堂前」で、1平方メートルあたり4424万円でした。

### 路線価による土地の評価額の計算例



$$30\text{万円} \times 1.00 \times 180\text{平方メートル} = 5400\text{万円}$$

（注）普通住宅地区で、土地の奥行きが標準的なケース  
評価額は、間口の広さや奥行きの長さ、土地の形状や接

ちなみに、不動産における「相続税評価額」の概算額は、路線価に土地面積を乗じることで求めることが可能です。

但し、実際の相続税

する道路の数などによって価値が変わってくるため、様々な補正（国税庁HPに記載）が必要になります（標準的な場合は上図参照：出典日本経済新聞）。

尚、国税庁は今回、能登半島地震が「特定非常災害」に指定されたことを受け、新潟、富山、石川の3県全域が対象で、路線価に被災の影響を反映させるための「調整率」を発表しました。（国税庁HP調整率表のURL）

[https://www.rosenka.nta.go.jp/main\\_r06/chousei/city\\_fm.htm](https://www.rosenka.nta.go.jp/main_r06/chousei/city_fm.htm)

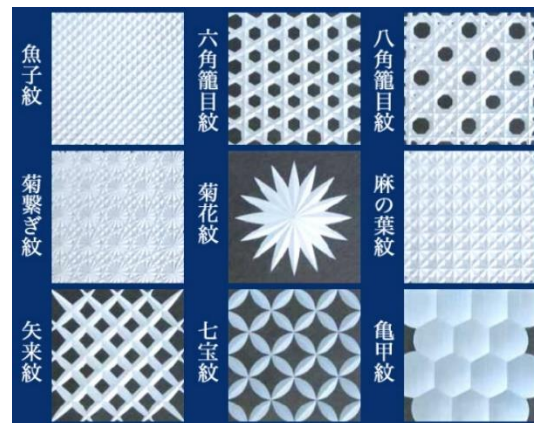
合わせて、特に被害の甚大だった石川県輪島市や、珠洲市などでは税負担の軽減が図られます。

## 伝統的工芸品

7月5日は、「江戸切子（えどきりこ）」の日でした。江戸切子とは、江戸時代の後期から現在まで東京都（昔の江戸を含む）で生産されている切子加工をされた硝子製品の総称を言います。1985年に東京都指定伝統工芸品に指定、2002年には経済産業大臣指定伝統的工芸品として認定されています。

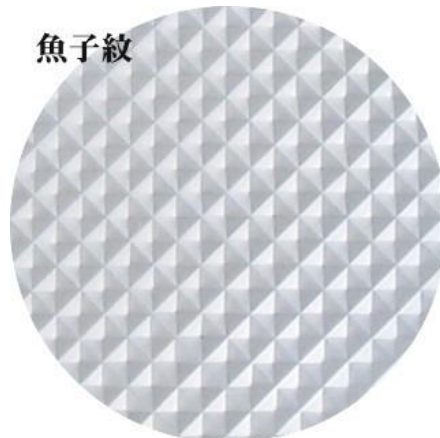
江戸切子の歴史は名前の通り、江戸時代後期の天保年間（1831年～1845年）に江戸大伝馬町でビードロ問屋を営んでいた加賀屋久兵衛らの町民が、南蛮人によって日本に持ち込まれた海外の硝子製品に、切子細工を施したのが江戸切子の始まりだと言われています。

そもそも切子とは、硝子の装飾加工法の名称、及びこれによる製品（切子硝子）の事を指しています。硝子の表面に、金属製の回転砥石を研磨剤とともに押しつけて、溝を入れたり、研磨をすることで独特のデザインを施していきます。江戸切子には様々な文様があり、大きく8種類（籠目紋には六角形のもの



のものが存在）あります。その中で江戸切子初期からの代表的な切り方で、魚子（ななこ）模様があります。（上図出典：江戸切子通販ストアより、下図出典：江戸切子公式+HPより）

### 魚子紋



この魚子（ななこ）から775となり7月5日を江戸切子の日に制定したというわけです。

魚子模様とは、硝子に左右から斜めに且つ均等に切れ目をいれていくことで、たくさんの四角推（しかくすい）を作

っていく模様のことをいいます。

さて、この江戸切子と似たもので「薩摩切子」というものがあります。薩摩切子も江戸切子と同様、江戸時代末期に（島津藩の窯で）誕生しました。江戸切子は、江戸庶民の文化として広がっていったのに対し、薩摩切子は島津藩への献上品として発展していきました。

しかし、名君として名高い第 28 代藩主・島津斉彬（なりあきら）の逝去や、激しい時代の波にのまれた薩摩切子の歴史は、30 年足らずで一度途絶えてしまいます。

現在製造されている薩摩切子は、島津家に残されている資料や、残された薩摩切子を基に 1985 年からスタートした復元事業によって復活したものです。

そのため、江戸切子は経済産業大臣が指定する「伝統的工芸品」として指定されていますが、薩摩切子は指定されていません。

経済産業大臣は、「伝統的工芸品」として、以下の 5 つの要件に該当する工芸品を指定しています。

1. 主として日常生活の用に供されるものであること。
2. その製造過程の主要部分が手工的であること。
3. 伝統的な技術又は技法により製造されるものであること。
4. 伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ、製造されるものであること。
5. 一定の地域において少なくない数の者がその製造を行い、又はその製造に従事しているものであること。

薩摩切子は残念ながら 1.（日常生活の用としてではなく、島津家への献上品であった）と 5.（技術伝承が途切れている）に該当しないため、国の指定を受け（鹿児島県の伝統的工芸品の指定は受けている）ていません。

江戸切子と薩摩切子の違いは、下記です。

#### 【江戸切子】

・色硝子と透明硝子のコントラストがはっきりしている（但し、江戸時代のものは全て透明な硝子のみで作られている）。

#### 【薩摩切子】

・硝子が厚めで、「ぼかし」といわれるグラデーションがあり、色の濃いところから中面へいくに従って色が薄くなっていく。

国が指定した伝統的工芸品の数は 2023 年 10 月時点で 241 品目あります。伝統的工芸品一覧 URL

<https://www.meti.go.jp/press/2022/11/20221116001/20221116001-2.pdf>

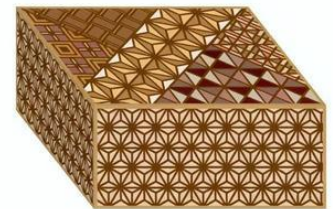
都道府県別にみると、一番多いのは東京の 21 品目で、江戸切子の他には村山大島紬、江戸和竿、江戸べっ甲、東京三味線、東京琴等が指定されています。

次に多いのが京都府で 17 指定されています。西陣織、京友禅、京人形、京扇子、京焼・清水焼等お馴染みのものも多いですね。

さて、これら伝統的工芸品の中でもかなり特徴的な工芸品の一つに神奈川県「箱根寄木細工（はこねよせぎざいく）」というものがあります。箱根寄木細工は、名前の通り神奈川県箱根地方で主に作られています。この作品の工芸技法は、ヒノキ、スギ、カエデ、サクラ、ミズキなど、30 種類近くある種類の木材を使用し、先ずこれら

異なる種類の木材を切断し、組み合わせた後薄く切ります。そうすることで、独特なコントラストの幾何学的な模様を生み出すことができるのです。模様の種類は伝統的なもので約 60 種類、色や配置を変えることで 100 種類にも 200 種類にもなると言われています。その歴史は江戸切子と同様江戸時代に遡り、高い技術と美しいデザインで広く知られています。

箱根寄木細工の製品には、箱、引き出し、トレイ、茶筒、文具、アクセサリなど、様々なものがあります。特に有名なのが「からくり箱」と呼ばれるパズルボックスです。この箱は、特定の順序でスライドさせたり回転させたりすることで開けることができ、中に秘密の収納スペースがあります。



通常は数回のスライドで開ける事が出来ませんが、中には 20 回以上スライドさせないと開けられないものがあります。箱根丸山物産の HP を見ると、何と 324 回の仕掛けがあるもの（新秘密箱（大））も販売されていました。税込み 98000 円と高額ですが、難易度の高いパズルが好きな方は、お盆休みにでもチャレンジされてはいかがでしょうか？

トリニテシステム業務提携先（令和 6 年 8 月現在）

東京税理士協同組合  
東京地方税理士協同組合  
千葉県税理士協同組合  
埼玉県税理士協同組合  
名古屋税理士協同組合  
東海税理士協同組合  
京都税理士協同組合  
滋賀県税理士協同組合  
大阪・奈良税理士協同組合  
神戸税理士協同組合  
阪神三税協（伊丹・尼崎・西宮）



国土工営では

- ①土地資産家のお客様の相続対策・納税対策
- ②保有資産の収益力向上・資産の組換えなど資産強化策
- ③自社株評価補助・事業承継税制の活用等法人対策
- ④中小企業の M&A、事業再生

などを手がけております。各分野の専門家が調査・実務を担当いたしますので、お気軽にご相談ください。

本社：03-5227-3601  
〒162-0824 東京都新宿区揚場町2-26 SKビル4階  
横浜支店：045-651-2841  
名古屋支店：052-588-2322  
関西支店：075-212-2801  
大阪事務所：06-6676-7330